

平成19年度国の施策及び予算に関する提案（重点事項）

本提案は、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、指定都市として提案するものです。

とりわけ、下記の事項について、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

記

1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権改革

地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向けて、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする地方分権のための改革を実施するよう提案する。

(1) 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するため、消費税、所得税、法人税などの基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、税源配分を当面1：1とすること。

(2) 地方分権改革の本来の趣旨に沿って国と地方の役割分担を明確化し、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金を廃止の上、税源移譲を進めること。

指定都市市長会がこれまでに提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分について、早期にこれを実現し、その際には、これまでの改革で行ったような、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは、決して行わないこと。

また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、併せて廃止の上、税源移譲を進めること。

(3) 地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源であり、その改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離す

ることなく、双方を重視し、通常収支の不足は、地方交付税の法定率引き上げによって解消すること。

また、こうした地方交付税制度の本質論に反し、国による関与や義務付けの見直しを行わないまま地方交付税総額の圧縮のみを先行させないこと。

さらに、地方交付税の算定基準の見直しにあたっては、単に人口・面積で機械的に配分するのではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

(4) 真の地方分権を実現するためには、平成18年度までの改革ではその規模、内容とも不十分であり、平成19年度以降も引き続き、消費税、所得税、法人税などの基幹税からの税源移譲による地方分権改革に取り組む必要がある。

よって、国においては、地方との協議と合意の上で、第2期改革の具体的な工程を早期に作成し、その着実な進展を図ること。

2 生活保護制度の抜本改革の実施

制度疲労を起こしている生活保護制度は、時代に即した制度とするため改善が必要であることから、社会保障制度全体のあり方を踏まえた制度の抜本改革に取り組むこと。

3 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

指定都市立小・中・養護学校等の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲すること。

さらに、移管にあたっては、早期に実施の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けること。

平成18年7月

指 定 都 市